



「はじめての英語」・「初級英語」に参加しませんか

高齢の方への生きがい事業の1つとして、英語教室を開きます。

とき 11月13日(平成15年3月26日) 毎月第2・4水曜日「初級英語」：午前9時40分～午前10時40分 「はじめての英語」：午前11時～正午

ところ 富士町福祉会館

対象 市内在住の満60歳以上の方

定員 各教室30人(応募多数の場合は抽選)

受講料 無料(ただし教材費等は自己負担)

申込 往復はがきに、住所・氏名(フリガナ)・生年月日・電話番号・希望する教室名を明記し、10月8日(火)(消印有効)までに、〒202 西東京市役所保谷庁舎高齢福祉課高齢者係に郵送

はがき1枚に1人です。

今年度すでに受講した方はご遠慮ください。

申し込みは1人1教室です。

抽選の結果は、はがきでお知らせします。

高齢福祉課(保谷内線2335)



自然観察会・身近な緑地の散策

～秋川丘陵(都立小峰公園・広徳寺周辺)を見て歩こう～



市街化の進行に伴い、貴重な緑が減少しつつある中、緑の重要性を再認識するために、身近な雑木林や緑地の観察会を行います。秋川丘陵に位置する小峰公園・広徳寺周辺を、講師の説明を聞きながら歩きます。

とき 11月18日(月)(小雨決行) 保谷庁舎：午前7時45分集合・8時出発 東京あぐり田無支店前：午前8時集合・8時15分出発 東京あぐり田無支店経由で、午後5時ごろ保谷庁舎到着予定(市のバスを使用)

対象 18歳以上の市内在住、在勤者の方

定員 35人(応募多数の場合は抽選)

費用 100円(障害保険料)

申込 往復はがきに、「自然観察会希望」・住所・氏名・年齢・性別・電話番号・集合場所を明記し、10月18日(金)(必着)までに、〒202 8555 西東京市役所保谷庁舎公園緑地課に郵送

はがき1枚に2人までです。

抽選の結果は、はがきでお知らせします。

公園緑地課(保谷内線2431)



八国山を見て歩いた昨年度の観察会

第1回西東京市「歩け歩け会」

～完歩めざしてみんな仲よく～



武蔵野の自然が色づく季節の中、西東京市として初めての「歩け歩け会」を開催します。どなたでも参加できます。自分の足で、ウォークラリーにチャレンジしてみませんか。

とき 11月2日(土) 雨天の場合は、3日(日)

行程 保谷庁舎・保谷第一小学校・向台小学校・多摩湖自転車道・多摩湖(約16キロ)

集合場所・受付時間 保谷庁舎・午前8時～8時20分 保谷第二小学校・向台小学校・とも午前8時45分～9時5分

解散 午後3時(帰りは西武遊園地駅から電車を利用)

対象 青少年と市内在住の方(小学校3年生以下の方は、付き添いが必要)

申込 子育て支援課(田無庁舎1階・保谷庁舎1階)にある申込書に、必要事項を記入し、当日、任意の集合場所に持参

参加費 100円(18歳未満は無料)

持ち物 昼食、水筒、おやつ、雨具、敷物、帰りの電車賃

主催 第1回西東京市「歩け歩け会」実行委員会

協力 西東京市青少年育成会連

問合せ 実行委員会事務局・嶋田(☎64・2909)

子育て支援課(☎内線1521、1522)



国民年金保険料の後期分を一括前納すると割引になります

国民年金保険料後期分(10月分)平成15年3月分)の6か月分を一括して保険料を前納すると、割引引きがあります。

定額保険料では6か月分を毎月納める場合には7万9千800円となりますが、一括して納付すると、7万9千150円と650円の割引引きとなります。

また、付加込み保険料では、6か月分を毎月納める場合には8万2千200円となりますが、一括して納付すると、8万1千530円となり、670円の割引引きとなります。

前納を希望する方は、社会保険庁から送付した国民年金保険料納付案内書で、後期前納の納期限である10月31日までに、最寄りの金融機関、郵便局または武蔵野社会保険事務局に納めてください。

なお、国民年金保険料納付案内書の発行についての問い合わせは、武蔵野社会保険事務局にお願います。

武蔵野社会保険事務局(☎0422・56・1411)

保険年金課(☎内線1493、1494)(保谷内線2137、2138)

新しい乳幼児医療証を交付しました

現況届を提出した方のうち、平成14年度対象者の方に新しい医療証を送りました。10月1日から、受診の際には新しい医療証を提示してください。

1歳未満の乳幼児は、所得制限がなく全員が対象になります。対象となる乳幼児には医療証を交付しますので申請してください。医療助成は、申請がないと受けられません。

出生日(転入日)の翌日から15日以内に申請があった場合は、出生日(転入日)以降から助成の対象になります。

新規申請の方

対象 市内に居住する就学前の乳幼児(平成8年4月2日以降生まれ)の保護者で、別に定める所得制限未満の方

助成範囲 乳幼児が保険診療を受けたときの自己負担金額

助成期間 10月1日(10月1日以降の申請の場合は申請日)～平成15年9月30日

期間内に受給要件を失ったときは、その前日まで申請に必要なもの(印鑑、健康保険証の写し(コピー)) 年金加入証明書

平成14年度所得証明書(平成14年1月2日以降西東京市に転入した保護者)

は、後日の提出が可能です。平成14年度の児童手当の申請をされている方は、は添付する必要はありません。

申請場所 子育て支援課(田無庁舎1階・保谷庁舎1階)

申請受付は、田無庁舎および保谷庁舎のみで行います。

子育て支援課(☎内線1525、1527、保谷内線2142)

新しい「老」医療受給者証を送りました

10月1日からの老人保健法の改正により、医療証が変わります。そのため、新しい老医療受給者証を送りました。10月以降は使用できませんので、間違えないようにご注意ください。

こんなときは必ず申請してください

社会保険加入者の方で保険証に記載されている内容等に変更があったとき 住所が変わるとき(市内転居) 市外へ転出するとき 世帯に変更があったとき

次の事項に該当する方は申請してください

認定されると自己負担額が軽減されます。

老医療証の表示が、2割

2338)

の方で、70歳以上の方の収入合計が67万円未満、単独世帯で450万円未満の方 老医療証の表示が「1割」の方で、世帯全員が住民税非課税の方

現在「入院時一部負担金限度額適用認定証」をお持ちの方で、世帯全員の所得がない方(年金控除額は65万円として計算)

高額医療費に該当する方には、診療月から3～6か月後に申請書を送ります。

高齢福祉課(保谷内線2336)



国民健康保険に加入の方へ

10月1日から、医療保険制度が改正されます。医療機関窓口で支払われる患者の方の負担割合(一部負担金)が変わります。

国民健康保険の一般被保険者の中で、年齢によって窓口で支払う患者負担割合が下表のように変わります。

平成14年9月30日までに70歳に達している方(昭和7年9月30日以前に生まれた方)は、引き続き老人保健制度で診療を受けることとなります。

高額療養費の自己負担限度額が変わります

退職者医療制度の対象年齢が変わります

詳しくは、9月15日号の市報、パンフレットをらんください。

保険年金課(☎内線1472、1473、保谷内線2135)

一部負担金(患者負担)	
3歳未満の乳幼児	2割負担
3歳以上70歳未満	3割負担
70歳以上	1割負担(一定以上所得者は2割負担)

医療費助成制度(都制度)一部負担金が変わります

老人保健法の改正により、10月1日から、福老人医療費助成、障心身障害者医療費助成、親ひとり親医療費助成制度が変わります。病院等の窓口で払う一部負担金(自己負担額)が下表のとおりになります。

なお、福で市民税非課税世帯の方は、申請すると外来および入院時の自己負担限度額が軽減されます。障・親で市民税非課税の方は、入院時食事療養費標準負担のみ負担となります。医療証は、有効期限までそのまま使用できます。

問合せ 老人医療費助成：高齢福祉課、心身障害者医療費助成：障害福祉課、ひとり親医療費助成：子育て支援課

高齢福祉課(保谷内線2336、2338)

障害福祉課(保谷内線2342)

子育て支援課(☎内線1525、1527)

区分	自己負担割合	自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	(入院世帯ごと)
一般	1割	12,000円/月	40,200円/月
低所得者(福のみ)		8,000円/月	24,600円/月